

平成31年4月1日

## 最後配当に関するFAQ

Q 配当率は何パーセントか。

A 0.2894%です。

Q 配当通知の発送時期はいつか。

A 5月下旬を予定しています。

(破産法に定める所定の手続き、期間を経たのちに発送作業に入ります。)

Q 振込送金依頼書の提出期限はいつか。

A 本年6月末です。期限厳守をお願いいたします。

Q 振込送金依頼書の提出期限を過ぎた場合でも、配当金は振り込まれるのか。

A 振込送金依頼書が期限を過ぎて到着した場合は、東京法務局に配当金を供託いたします。円滑な最後配当へのご協力をお願いいたします。

Q 配当はいつから行われるか。

A 7月から順次送金いたします。

ただし、返送書類に不備などがある場合は遅れることがあります。

Q 受け取らなかった場合、配当金はどうなるのか。

A 東京法務局に供託をいたします。

Q 今回の配当以後に配当はあるか。

A ありません。今回実施する配当が最後となります。

破産債権額との差額は免除されます。